## フットボールクラブ「ヴァリエ都留」会則

(名称)

- 1. 本クラブはフットボールクラブヴァリエ都留 (FCヴァリエ都留) (以下単にクラブ) と、名称する。 (所在)
- 2. 本クラブは山梨県都留市玉川 2 4 7 に事務局を置き公営のグランドを借りて活動場所とする。 (目的)
- 3. 本クラブでは、一貫した指導方針により、サッカーを通じてスポーツへの正しい理解 を深め、 健全な心身の育成を図り、地域社会への貢献及びスポーツ振興に寄与することを目的とする。 (入会資格)
- 4. 本クラブに入会できる者は、各クラス別に定められた資格に該当し、本クラブの会則に賛同した者。
- 5. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
- 6. 親権者の許可を得た者であること。
- 7. 他のサッカー少年団、サッカー部活動に入っていない者であること。 (入会手続き)
- 8. 入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に申し込む。(用紙は事務局にて配布) (会費)
- 9. 会費は年会費、月会費として別に定めることにより、カテゴリー別に会費を納入しなければならない。 月会費は毎月10日に事務局より指定口座引き落としとする。
- 10. 一旦納入した会費は、原則として返還しない。
- 12. 会員は、入会とともに、スポーツ安全協会の保険に入る。加入手続きは本クラブ事務局にて行う (練習の日時)
- 13. 会員は個人の能力と希望に応じて、コース別に定められた曜日、時間に限り、 指導を受ける事ができる。
- 14. 雨天時、またはそれに付属するグランド使用不可能な場合、技術向上を目的とする室内抗議、あるいは振り替え練習を行う場合がある。そのような場合は事務局により連絡するものとする。

(休講日・臨時休講日)

- 15. 本クラブの休講日は学校の定期試験一週間前から試験終了日までとする。 学校の違いで試験日の異なる場合はその個人に当てはまる日とする。
- 16. 本クラブは、合宿・遠征等及びコーチ研修の為、春休み、夏休み、冬休み、がある。 また、荒天時には臨時休講する場合がある。

(休会・退会)

- 17. 休会(1ヶ月以上6ヶ月未満以内)を希望する会員は、事務局に申し出て、別に定める休会費を納入する。 休会期間は、月会費の半額とする。
- 18. 退会するものは、その前月までに、事務局に届け出なければならない。 (会員の心得)
- 19. 会員は、次の事項を厳守しなければならない。
  - 1) スポーツマン精神に則り、全員が明るく、楽しく、元気よく行動すること(特に挨拶は大きい声ではっきりと!)
  - 2) グランドの往復路及びグランド内においての飲食は、厳禁とする。
  - 3) グランドへの往復路においては、交通ルールーを厳守すること。
  - 4) 秩序を守り、学校生活、学業面でしっかりした行動をとり、本クラブの目的に添うように努力すること。 (事故の責任)
- 20. 会員は、グランドなど施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故については、保険の規約範囲内で対処する。また、これに違背して、盗難・傷害等が起こっても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
- \*本会則は、平成12年4月1日施行する。